

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合派遣職員の取扱い等
に関する要綱

平成27年4月1日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「組合」という。）を構成する市（以下「構成市」という。）から組合に派遣される職員の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 組合管理者は、構成市の市長と派遣職員の取扱いに関し、協定書を締結するものとする。

(派遣の依頼)

第3条 組合管理者は、構成市の市長に職員の派遣を求めるときは、様式第1号の派遣要請書により要請しなければならない。

(派遣の通知)

第4条 前条の規定により派遣の要請を受けた構成市の市長は、当該市の職員を派遣すべきものと認めたときは、様式第2号の職員派遣通知書により組合管理者に通知しなければならない。

(身分及び服務)

第5条 派遣職員の身分は、組合の職員の身分及び派遣する市（以下「派遣市」という。）の身分を併せ有するものとし、その服務については、組合の規定を適用するものとする。

(分限及び懲戒)

第6条 派遣職員の分限及び懲戒については、派遣市町の関係規定を適用する。ただし、組合の職務に関して義務違反があった場合は、組合の規定を適用するものとする。

2 組合又は派遣市において、派遣職員に対して分限及び懲戒の処分をしようとするときは、双方が協議するものとする。

(給与等)

第7条 派遣職員の給料及び手当は、派遣市の関係規定を適用し、組合の負担によ

り派遣市が支給するものとする。

- 2 前項の給料及び手当、派遣市が支払った派遣職員に係る共済費負担金及び公務災害負担金については、組合が年2回に分けて派遣市に支払うものとする。
- 3 派遣市は、四半期ごとの派遣職員の給料及び手当の支給総額、共済費負担金及び公務災害負担金の額を様式第3号の派遣職員給与明細通知書により、当該四半期の末日までに組合に通知するものとする。
- 4 派遣職員の退職手当については、派遣市の関係規定を適用し、派遣市の負担により、派遣市が支給するものとする。
- 5 派遣職員の昇格及び昇給は、派遣市において発令するものとする。

(旅費)

第8条 派遣職員が組合の公務のために出張する場合の旅費は、組合の規定を適用し、組合が支給するものとする。ただし、派遣職員が第14条に規定する研修等に参加する旅費は、甲が支給するものとする。

(勤務時間等)

第9条 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、組合の規定を適用するものとする。ただし、休暇等について派遣市の規定との間に差異が生じた場合は、派遣市の規定を適用するものとする。

(共済組合)

第10条 派遣職員は、派遣市の共済組合員とし、派遣職員に係る共済費負担金は、組合の負担により派遣市が支払うものとする。

(公務災害補償)

第11条 派遣職員の業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）によるものとし、派遣職員に係る公務災害負担金は、組合の負担により派遣市が支払うものとする。

- 2 前項の補償に関する請求手続は、組合の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、派遣市が行なうものとする。
- 3 派遣市は、前項に規定する補償に関する請求を行った結果について、組合に報告するものとする。

(福利厚生)

第12条 派遣市は、その計画する福利厚生事業に派遣職員を参加させるものとする。

(勤務状況の通知)

第13条 組合は、派遣職員の四半期ごとの勤務状況を、当該四半期の終了後10日までに様式第4号の勤務状況通知書により、派遣市の長に通知するものとする。ただし、派遣職員に事故その他特別な事情が生じた場合は、遅滞なくその旨を連絡するものとする。

(研修等)

第14条 組合は、派遣職員について派遣市から研修等を行なう旨の通知があったときは、業務に支障がない限り、研修等を受講させなければならない。

(報告)

第15条 派遣市は、派遣職員に関する次の各号に掲げる事項について、必要の都度様式第5号の派遣職員身分変動等報告書により、組合管理者に報告するものとする。

- (1) 派遣職員の身分上の変更
- (2) 派遣職員の昇格及び昇給
- (3) その他必要な事項

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、その都度組合と派遣市が協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する

第 号
平成 年 月 日

市長 氏 名 様

伊豆市伊豆の国市
廃棄物処理施設組合管理者 印

派 遣 要 請 書

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合派遣職員の取扱い等に関する要綱第3条により、次のとおり職員の派遣を要請します。

派遣人員	人		
希望する派遣 職員の役職及 び職務経験等	No	役職名	職務経験等の内容
	1		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
	2		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
	3		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
	4		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
	5		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
	6		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
その他			

第 号
平成 年 月 日

伊豆市伊豆の国市
廃棄物処理施設組合管理者 様

市長 氏 名 ㊟

職員派遣通知書

下記のとおり職員を派遣するので、通知します。

No. (※1)

所在の所属	部	課(室)	係
(補)職名及び氏名	(補)職名	氏名	
生年月日(満年齢)	年	月	日生 (歳)
現住所及び組合事務所までの通勤方法	通勤方法 ()		
最終卒業学校及び同卒業(終了)年月	卒業 (年制) 年 月 終了		
給料月額(※2)及び次期昇給予定日	級 号 (円)	次期昇給 予 定 日	年 月 日
職務経歴 (直近のものから5 項目まで記入する)	年 月～ 年 月	所属部課係名	担当事務内容
	～		
	～		
	～		
	～		
派遣期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
健康状況	(○年度 定期健康診断結果、異状ありません)		
その他参考事項			

(※1) 複数の職員を通知するときは、派遣要請書に付された番号を記入して区分し、派遣職員1人ごとに項目欄を設けて記載してください。

(※2) 号級切替に伴う経過措置により、差額相当額を含めて支給している場合は、()内に保障している給料月額を記載してください。

第 号
平成 年 月 日

伊豆市伊豆の国市
廃棄物処理施設組合管理者 様

市長 氏 名 ㊟

派遣職員給与明細通知書

年 月～ 年 月分

下記の当市派遣職員の給与等の明細について通知します。

組合における職名	氏 名

(単位：円)

	支 給 額	派遣市負担分	組 合 負 担 分
給 料			
扶 養 手 当			
住 居 手 当			
通 勤 手 当			
時間外勤務手当			
管 理 職 手 当			
計 (A)			

	支 給 額	派遣市負担分	組 合 負 担 分
期 末 手 当 (a)			
勤 勉 手 当 (b)			
計 (B) (a+b)			

	支 給 額	派遣市負担分	組 合 負 担 分
共 済 負 担 金			
公 務 災 害 負 担 金			
計 (C)			

	支 給 額	派遣市負担分	組 合 負 担 分
合計(A)+(B)+(C)			

第 号
平成 年 月 日

市長 氏 名 様

伊豆市伊豆の国市
廃棄物処理施設組合管理者 ㊟

勤 務 状 況 通 知 書
(年 度 第 四 半 期 分)

勤務状況について、次のとおり通知します。

氏名		組合における職名				組合における部署名			備考				
月別	年休 (月別)	休 暇				職務専念義務免除			欠 勤	休 職			備考
		特 別 休 暇				厚生 活動	その他	計		私傷病	その他	計	
		公傷病	私傷病	その他	計								
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	
月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	
勤務の状況 (当該四半期に 従事した事務の 主な内容、勤務 態度等)													
その他特記 すべき事項													

第 号
平成 年 月 日

伊豆市伊豆の国市
廃棄物処理施設組合管理者 様

市長 氏 名 ㊟

派遣職員身分変動等報告書

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合派遣職員の取扱い等に関する要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

氏 名				組合における 部署名			
身分上の 変 動	新						
	旧						
昇 格 昇 給	/	昇格昇給 年 月 日		途中昇給 年 月 日		次期昇給 年 月 日	
		級号給	給料月額	級号給	給料月額		
	新	—	円	—	円		
	旧	—	円	—	円		
その他必 要な事項							